

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「福岡市・北九州市 グローバル創業・雇用創出特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、M I C Eの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙1～11に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第19条第5号のイ～ハ、別紙12～16に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第19条第2号、第3号及び第5号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑮及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

① 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

- ・天神15号線(新天町メルヘン広場：別紙1)、天神1577号線(パサージュ広場：別紙2)、上川端322・326・327号線(川端商店街：別紙3)

② We L o v e天神協議会

- ・天神18号線(きらめき通り：別紙4)

③ 博多まちづくり推進協議会

- ・博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り：別紙5)、博多停車場線(大博通り：別紙5)、博多駅山王線(筑紫口中央通り：別紙5)

④ 御供所まちづくり協議会

- ・博多駅前10号線(承天寺通り：別紙6)

⑤ 一般財団法人福岡コンベンションセンター

- ・石城町487号線(福岡国際センター前～福岡国際会議場前：別紙7)

⑥ 西日本鉄道株式会社

- ・千代今宿線(天神明治通り：別紙8)

⑦ 福岡地所株式会社

- ・千代今宿線(天神明治通り：別紙8)

- ⑧ 中洲町連合会
 - ・中洲 361・332 号線（中洲中央通り：別紙 9）
- ⑨ 上川端商店街振興組合
 - ・上川端 326・327 号線（上川端商店街：別紙 10）
- ⑩ 川端中央商店街振興組合
 - ・上川端 322 号線（川端中央商店街：別紙 11）
- ⑪ 公共空間リソース利活用勉強会
 - ・船場町 1 号線・6 号線（クロスロード：別紙 12）
- ⑫ 鳥町まちづくり会議推進協議会
 - ・魚町 11 号線（別紙 13）
- ⑬ 「つながる絆！八幡」実行委員会
 - ・八幡停車場線（さわらび通り：別紙 14）
- ⑭ 門司港レトロ倶楽部
 - ・東港町 2 号線・5 号線（別紙 15）
- ⑮ 門司港レトロ倶楽部
 - ・西海岸 7 号線（大連通り：別紙 16）

（２）名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

（国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業）

地方独立行政法人福岡市立病院機構が、福岡市立こども病院（福岡市）において、高度な技術と経験を要する双胎間輸血症候群（TTTS）における胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術（FLP）による治療の実施及びその周産期管理を行うため、新たに病床 6 床を整備する。**【平成 27 年度中に実施】**

（３）名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

福岡市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、福岡市内における外国人による創業活動を促進する。

【平成 27 年中に実施】

（４）名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 4 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立を促進するため、福岡市及び北九州市が所轄庁として実施する NPO 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2 月から 2 週間に短縮する。【直ちに実施】

(5) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって日本においては未承認のもの又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

① 九州大学病院（福岡市東区）【直ちに実施】

(例) 重症全身性硬化症に対する自己造血幹細胞移植など

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

① KAIZEN platform, Inc.（東京都新宿区、平成 25 年 3 月 18 日設立）

② 株式会社チーム AIBOD（福岡市中央区、平成 28 年 2 月 1 日設立）

③ 株式会社ウェルモ（福岡市博多区、平成 25 年 4 月 30 日設立）

④ 株式会社スカイディスク（福岡市中央区、平成 25 年 10 月 1 日設立）

⑤ 株式会社 SENTE（福岡市博多区、平成 28 年 6 月 1 日設立）

- ⑥ 株式会社 Waris（東京都港区、平成 25 年 4 月 1 日設立）
- （7） 名称：ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業
内容：ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例
（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）
北九州市内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護職員の補助等を行うロボットの実証を行う場合、2つのユニットにそれぞれ独立して設置された「共同生活室」を一体的に利用できることとする。
【平成 28 年 7 月より実施】
- （8） 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業
内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例
（国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業）
社会福祉法人春陽会が、福岡市立中比恵公園（福岡市博多区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】
- （9） 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業
内容：特定実験試験局制度に関する特例
（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）
以下に掲げる事業者が実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。
- ① 株式会社スカイディスク 【平成 28 年 11 月より実施】
- ② 株式会社スポーツセンシング 【平成 28 年 11 月より実施】
- ③ 日本コムクエスト・ベンチャーズ合同会社 【平成 28 年 11 月より実施】
- ④ 株式会社ロジカルプロダクト 【平成 28 年 11 月より実施】
- （10） 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業
内容：旅館業法の特例
（国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設

経営事業)

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客やM I C Eへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 北九州市の別図 1 の区域

【平成 29 年 1 月より実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、外国人を含めた創業の支援やM I C Eの誘致等を通じ、イノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出が促されるとともに、高度医療の提供による都市の魅力向上を通じて、福岡市及び北九州市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）の下に設置する。【平成 26 年 11 月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ（注）内

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・ 弁護士による個別訪問指導
- ・ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・ セミナーの開催

（注）「スタートアップカフェ」

- ・ スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。

(2) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「福岡市スタートアップ人材マッチングセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 27 年度中に設置】

i) 設置主体：国及び福岡市

ii) 実施体制：民間の職業紹介事業者（厚生労働大臣の許可を受けた職業紹介事業者）への委託により実施し、当該事業者が事務責任者及びコンシェルジュを配置する。

iii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ内

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者とのコンシェルジュによるマッチング及び相談対応
- ・国、地方公共団体、経済団体及び民間企業への制度や創業者等についての情報提供等
- ・民間企業の従業員その他の者への国、地方公共団体等の職員募集等についての情報提供等

5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(1) 名称：高齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置

内容：シティハローワーク・ウェルとばた（北九州市戸畑区）内において、高齢者等の多様な雇用・就業機会を確保するため、50歳以上の中高齢者等の就職支援を重点的に実施する「シニア・ハローワーク」を設置する。

【平成28年8月に設置】

(2) 名称：特産酒類の製造事業

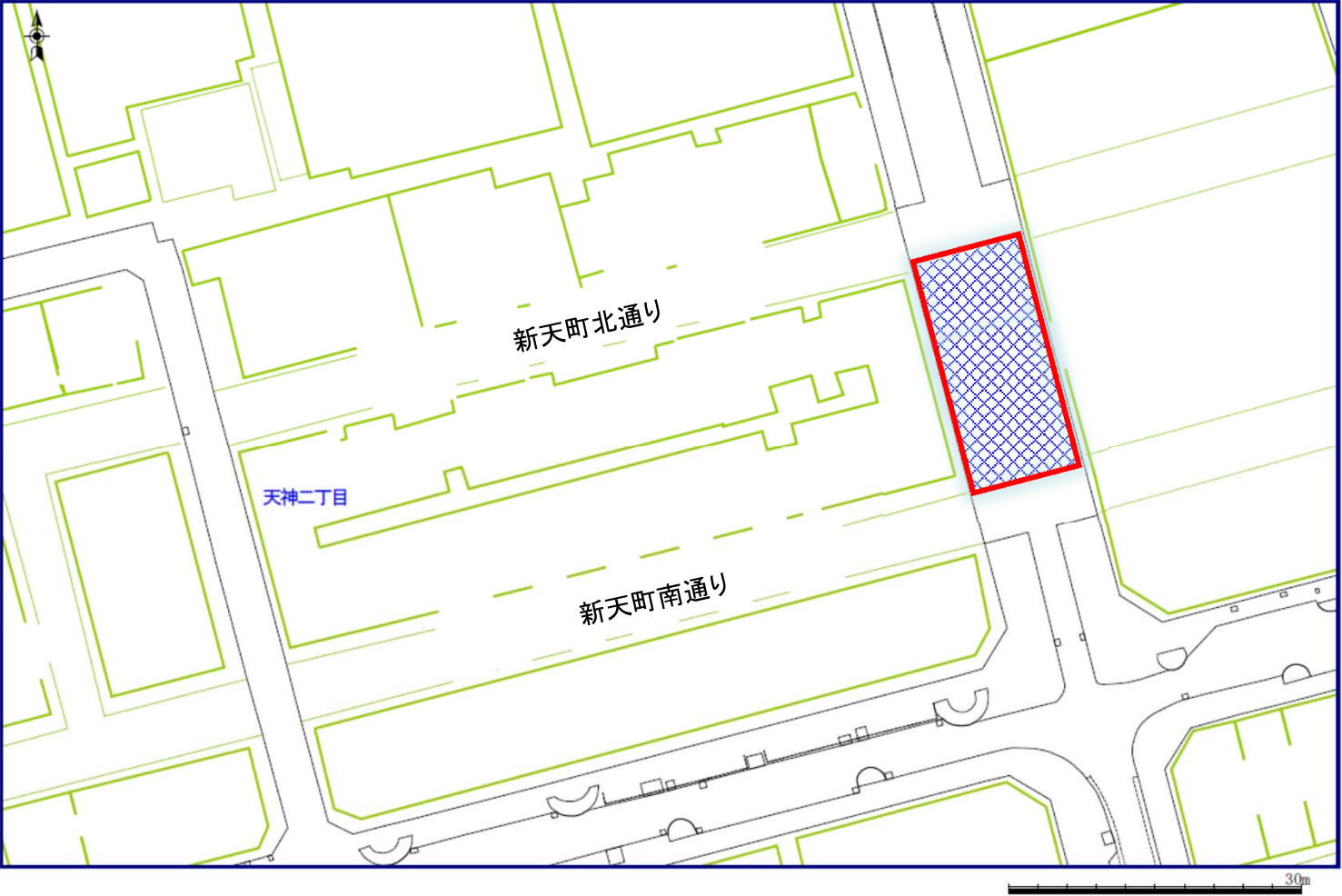
内容：酒税法の特例

（構造改革特別区域法第28条の2に規定する特産酒類の製造事業）

北九州市内で生産された、地域の特産物であるブドウを原料とした果実酒を製造しようとする者が、その製造数量が少量であっても製造免許を受けることを可能にすることで、地域ブランドの創出を促進し、地域の魅力向上及び交流人口の拡大を図る。

別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

天神15号線(新天町メルヘン広場)



【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

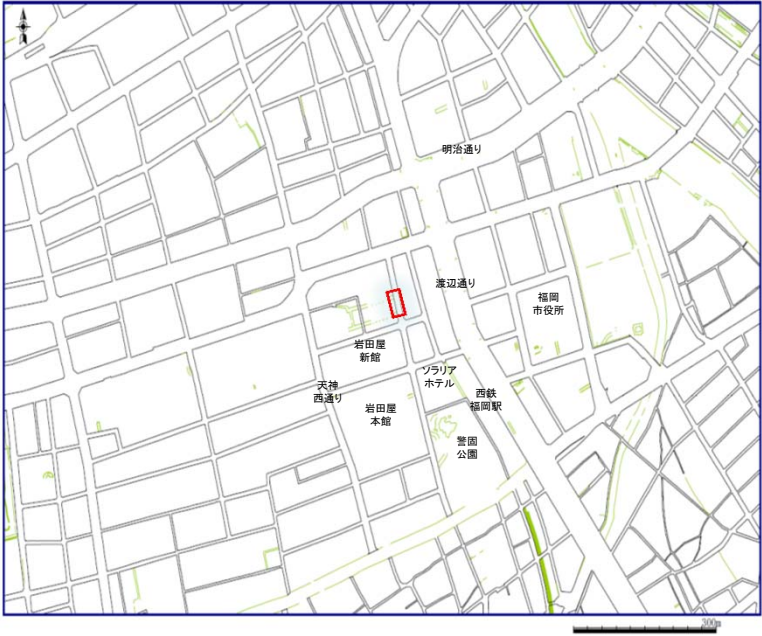
MICE等における
道路活用賑わい創出事業



道路部分

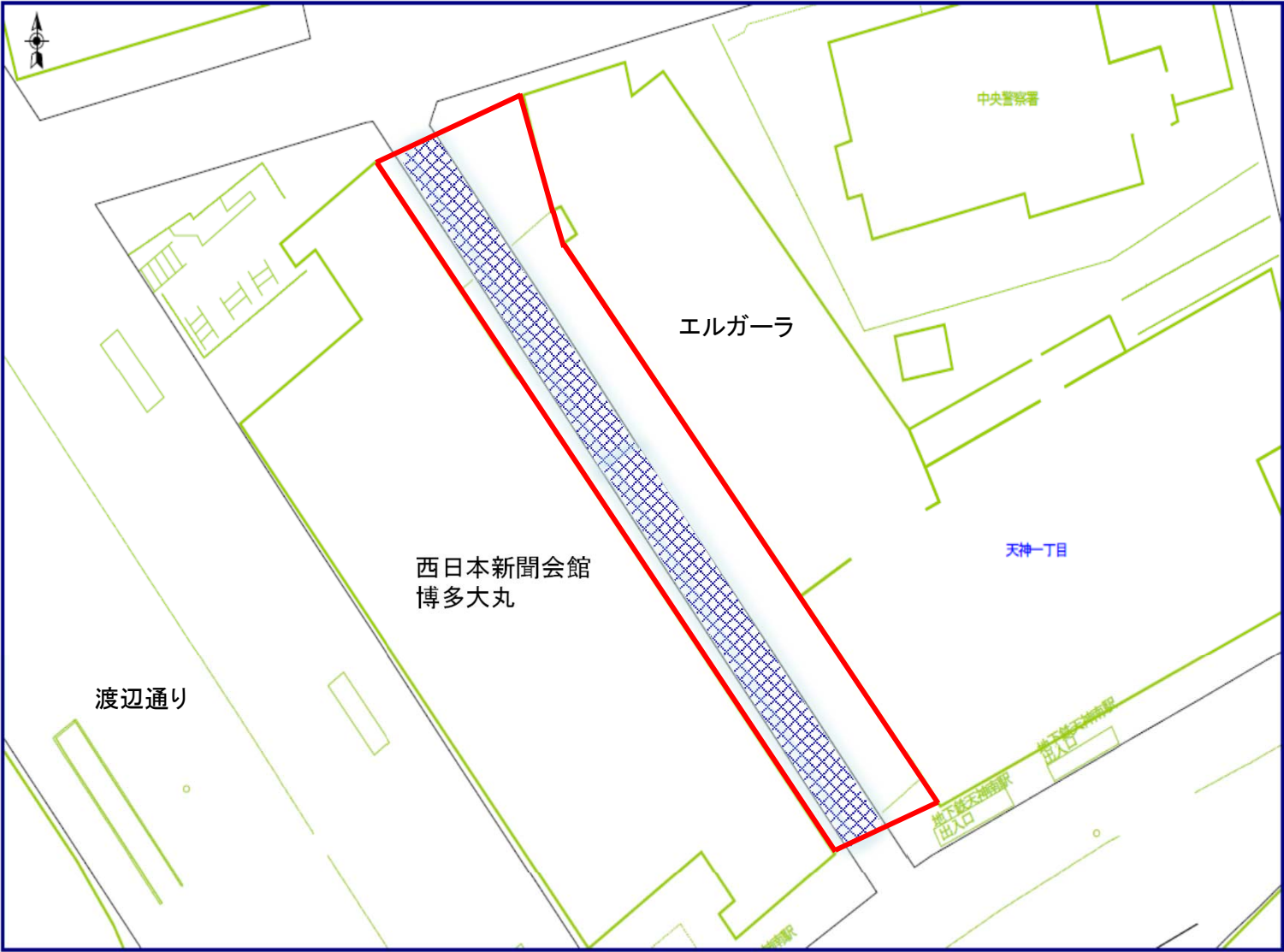


位置図



別紙2 国家戦略道路占用事業の適用区域

天神1577号線(パサージュ広場)



【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業

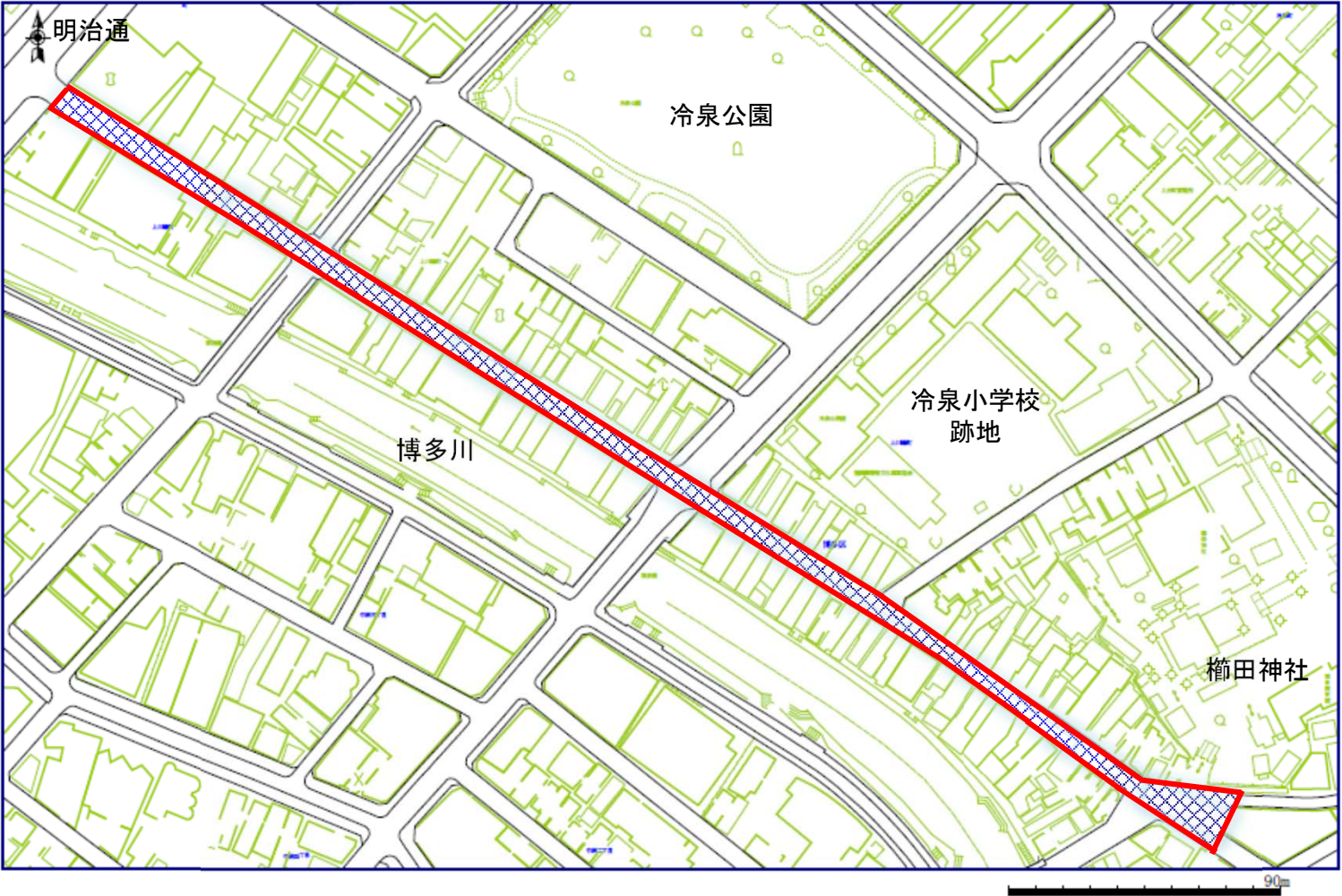
道路部分

位置図



別紙3 国家戦略道路占用事業の適用区域

上川端322号線・326号線・327号線(川端商店街)



【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

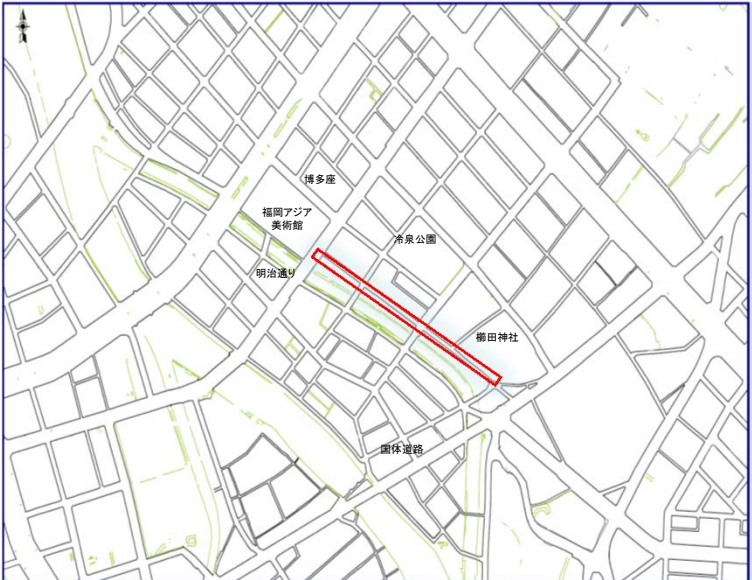
MICE等における
道路活用賑わい創出事業



道路部分

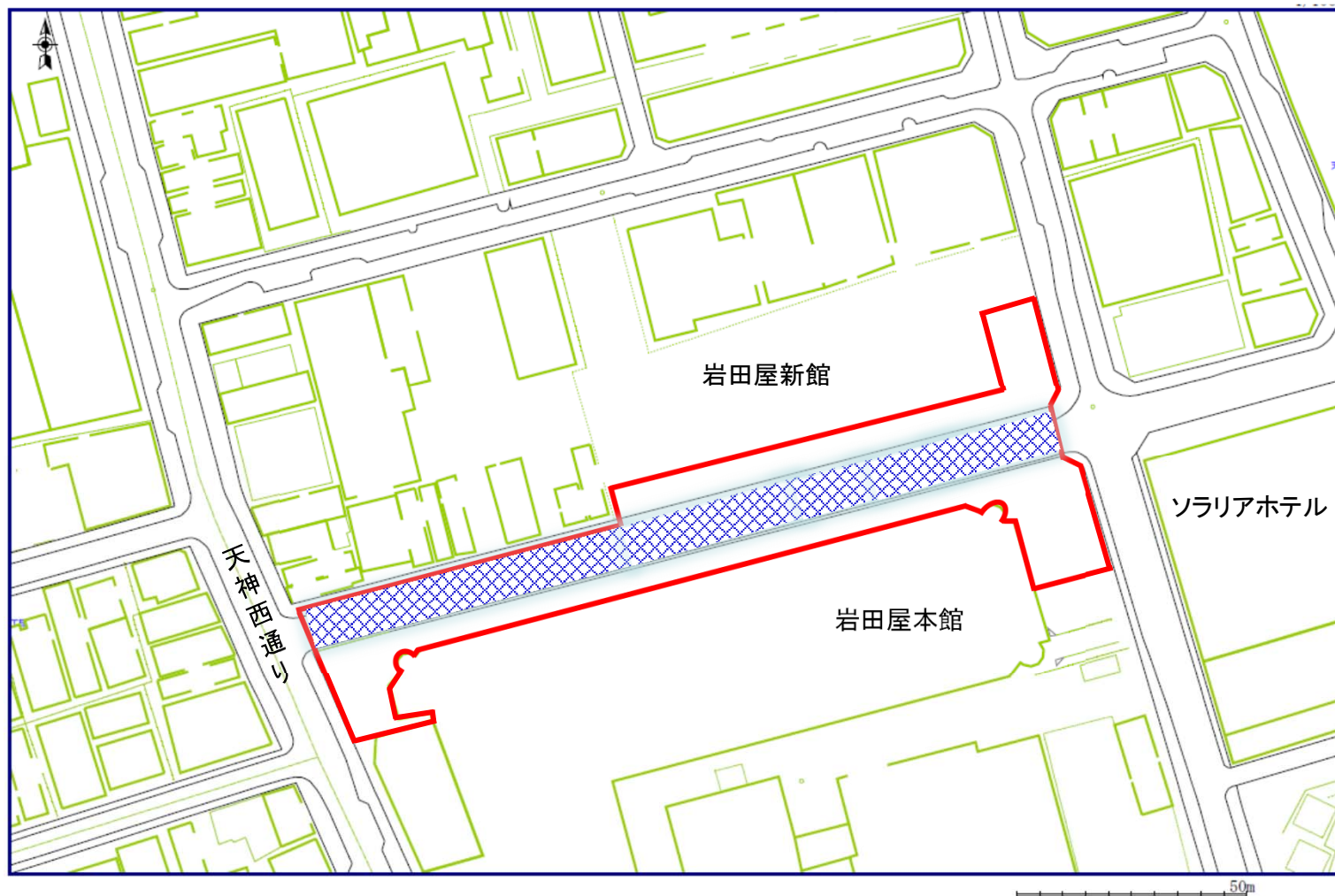


位置図



別紙4 国家戦略道路占用事業の適用区域

天神18号線(きらめき通り)



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業



道路区域

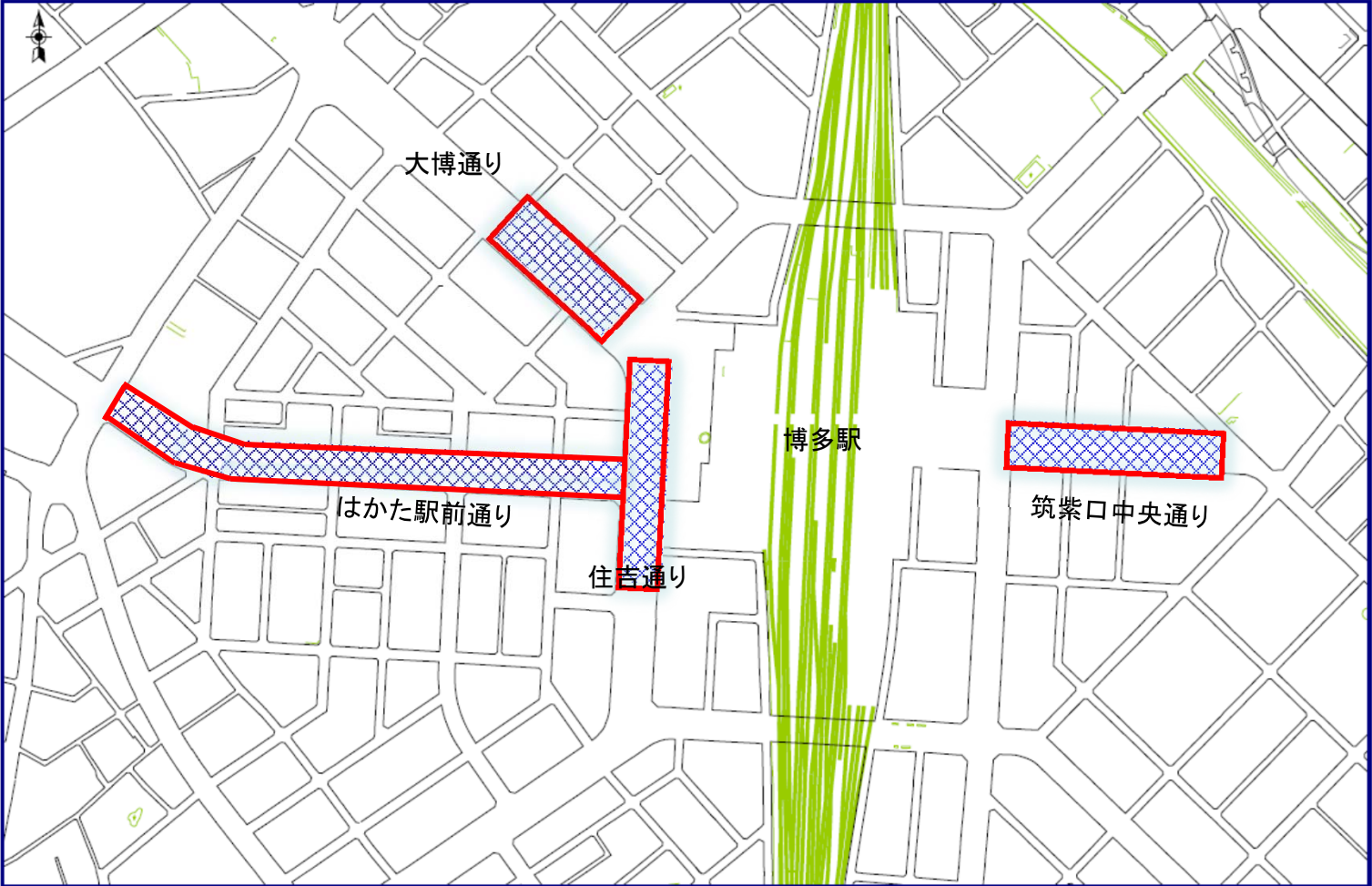


位置図



別紙5 国家戦略道路占用事業の適用区域

博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り),
博多停車場線(大博通り), 博多駅山王線(筑紫口中央通り)

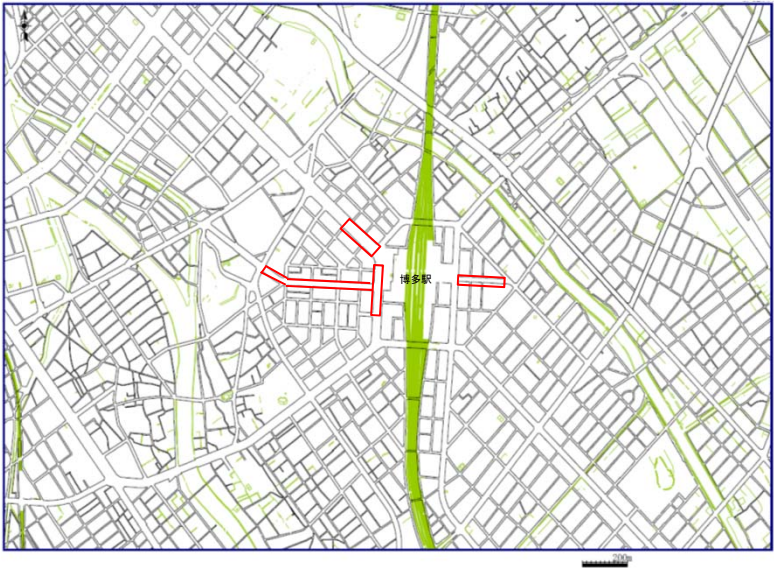


【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業

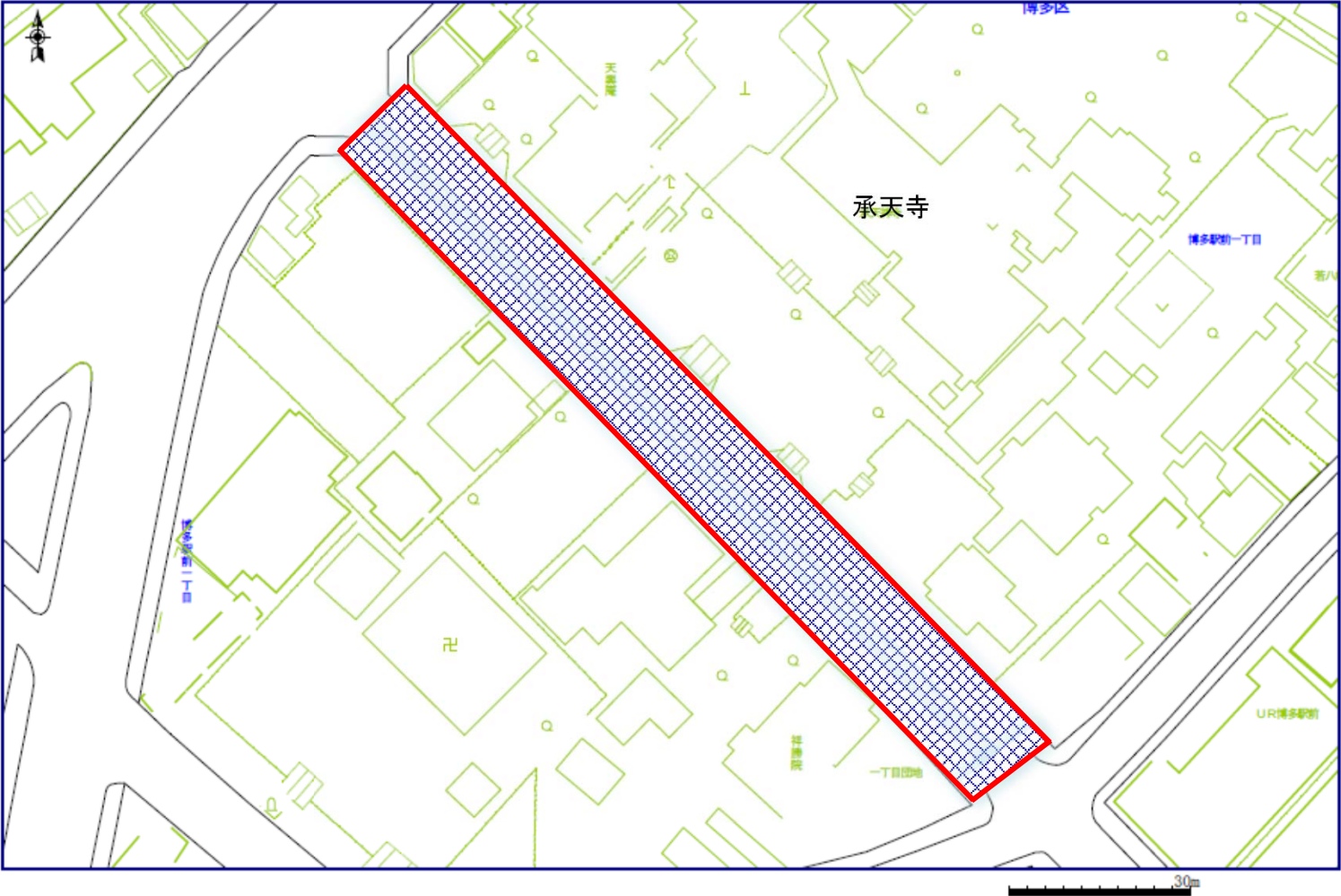
道路部分

位置図



別紙6 国家戦略道路占用事業の適用区域

博多駅前10号線(承天寺通り)



【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

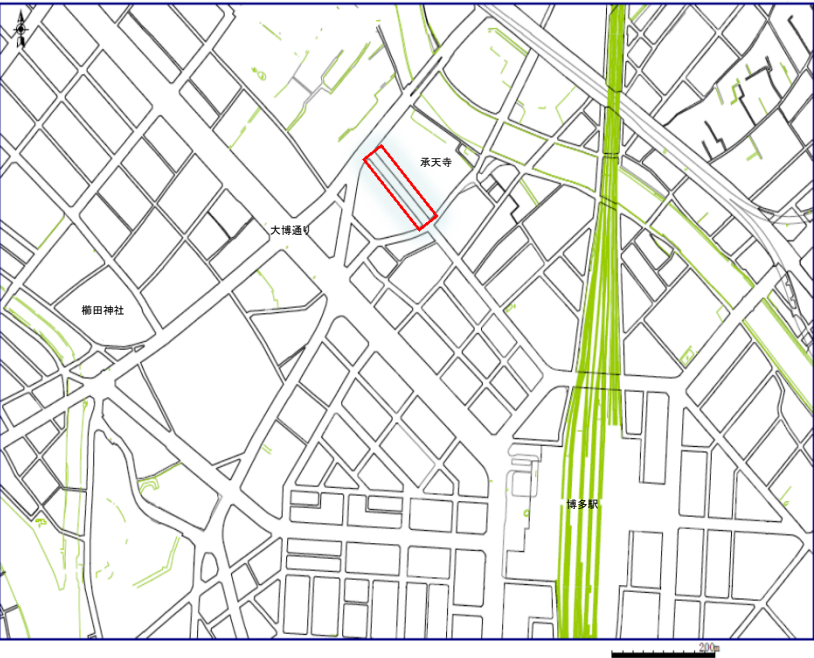
位置図

MICE等における
道路活用賑わい創出事業



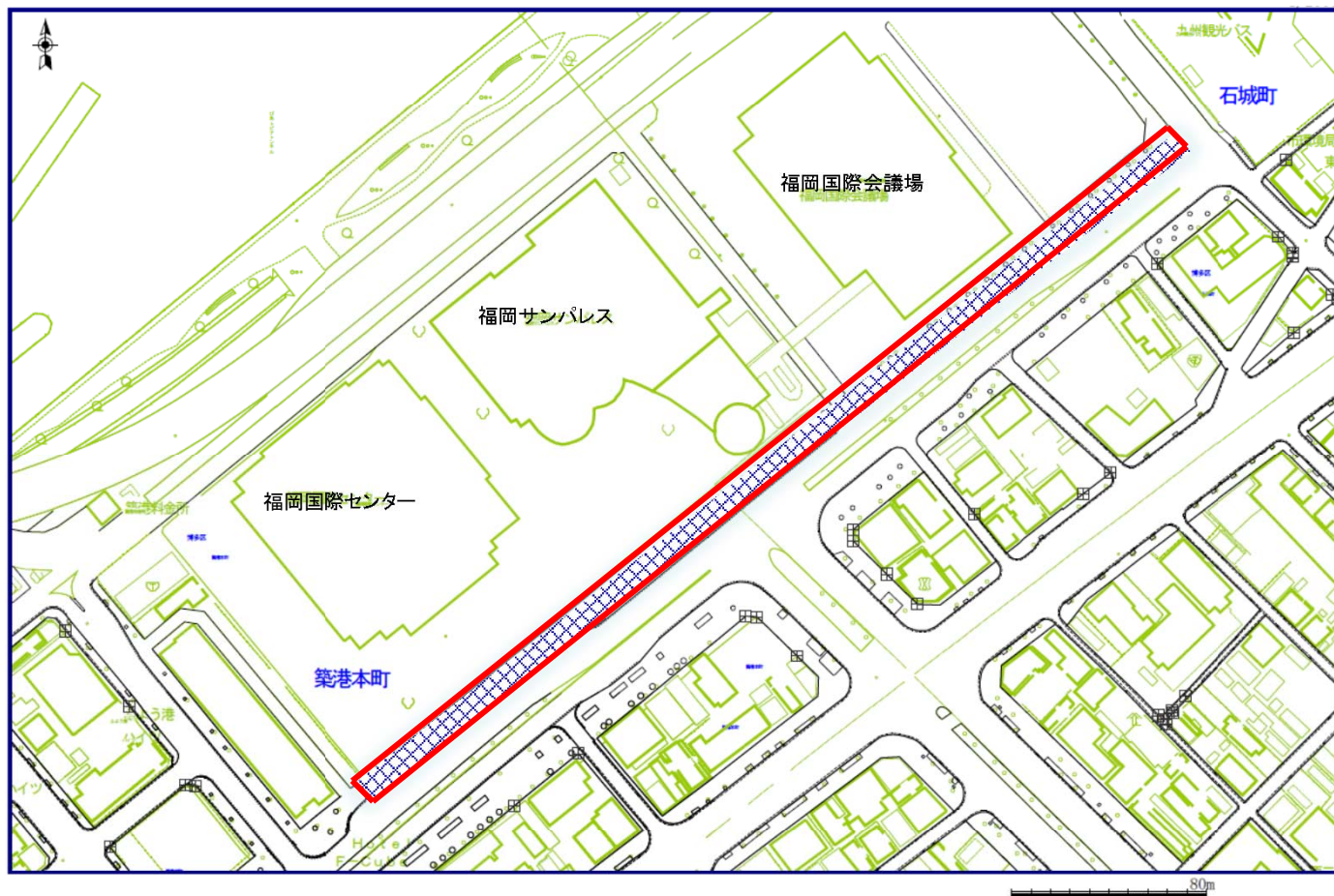
道路部分





別紙7 国家戦略道路占用事業の適用区域

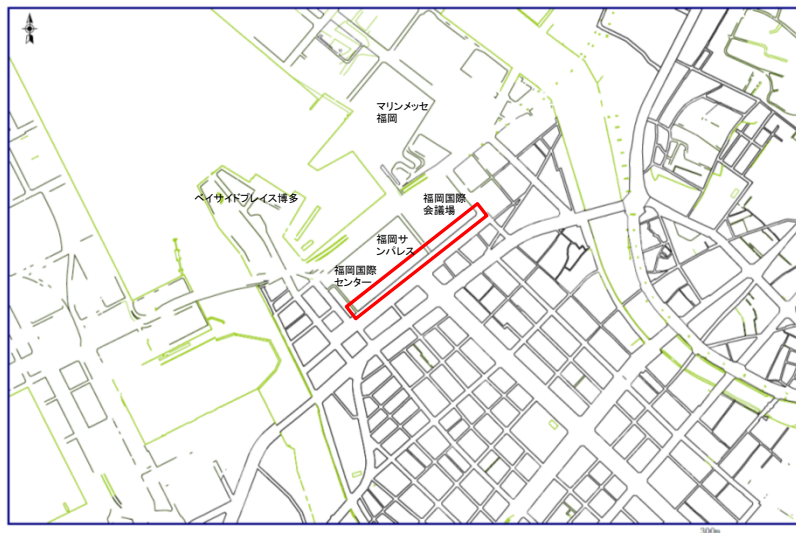
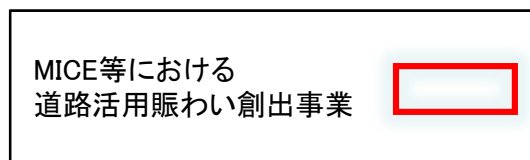
石城町487号線



【事業の実施時期】

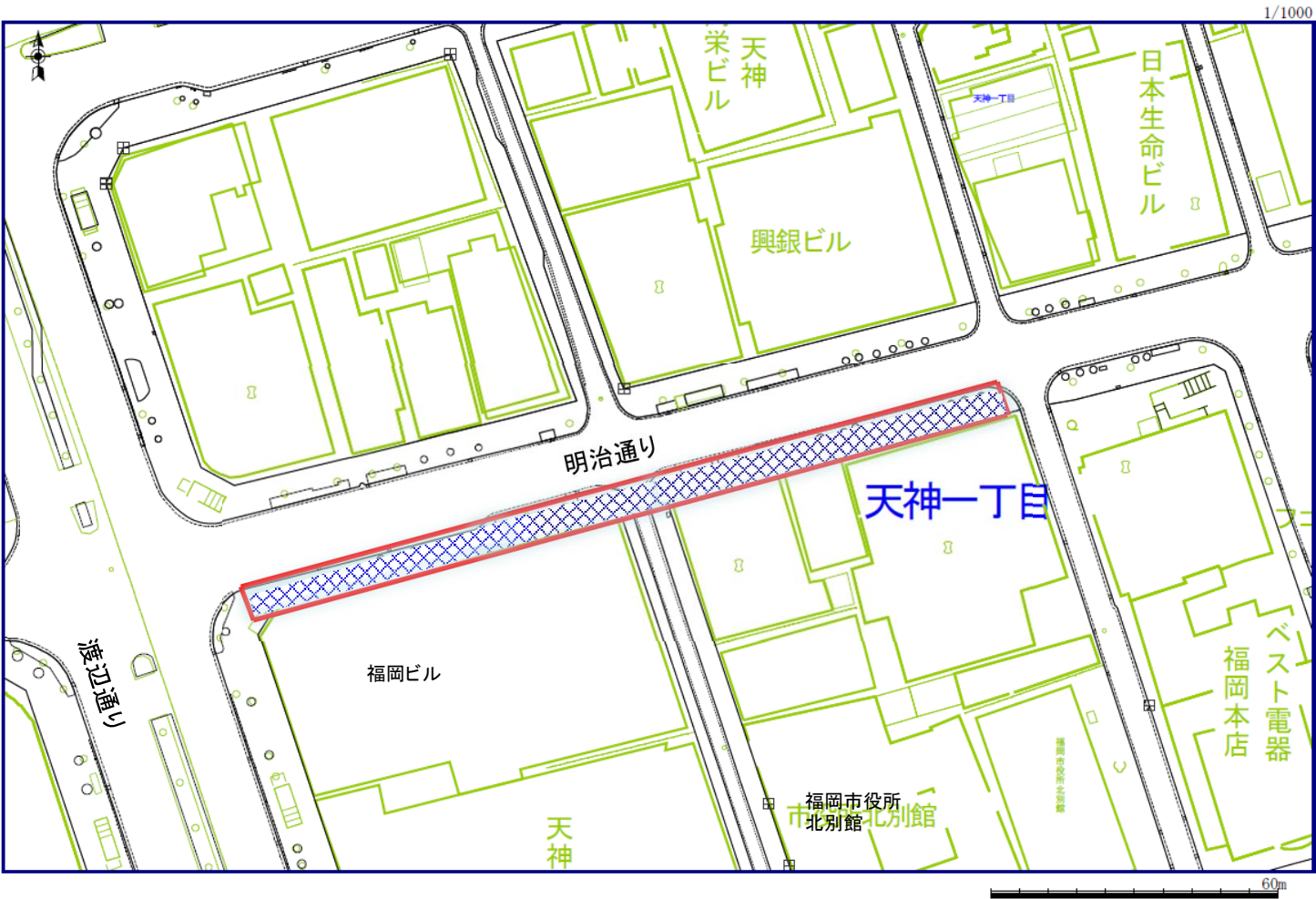
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図



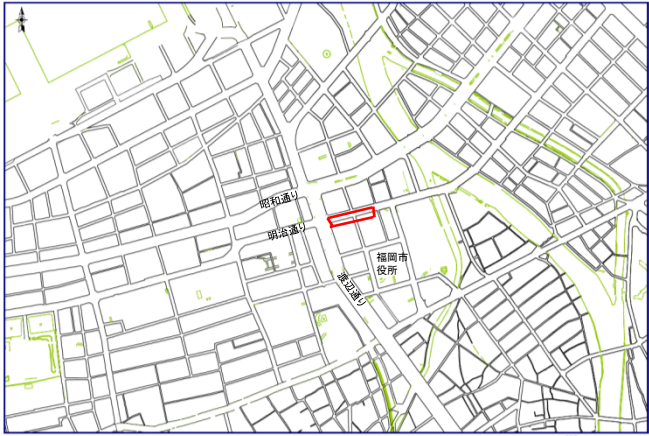
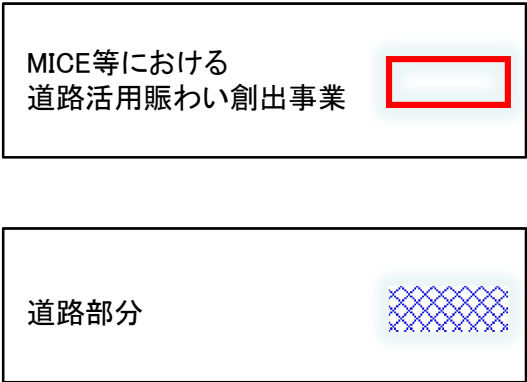
別紙8 国家戦略道路占用事業の適用区域

千代今宿線(天神明治通り)

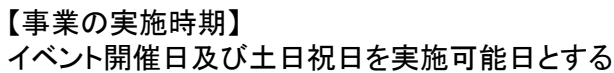


【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図

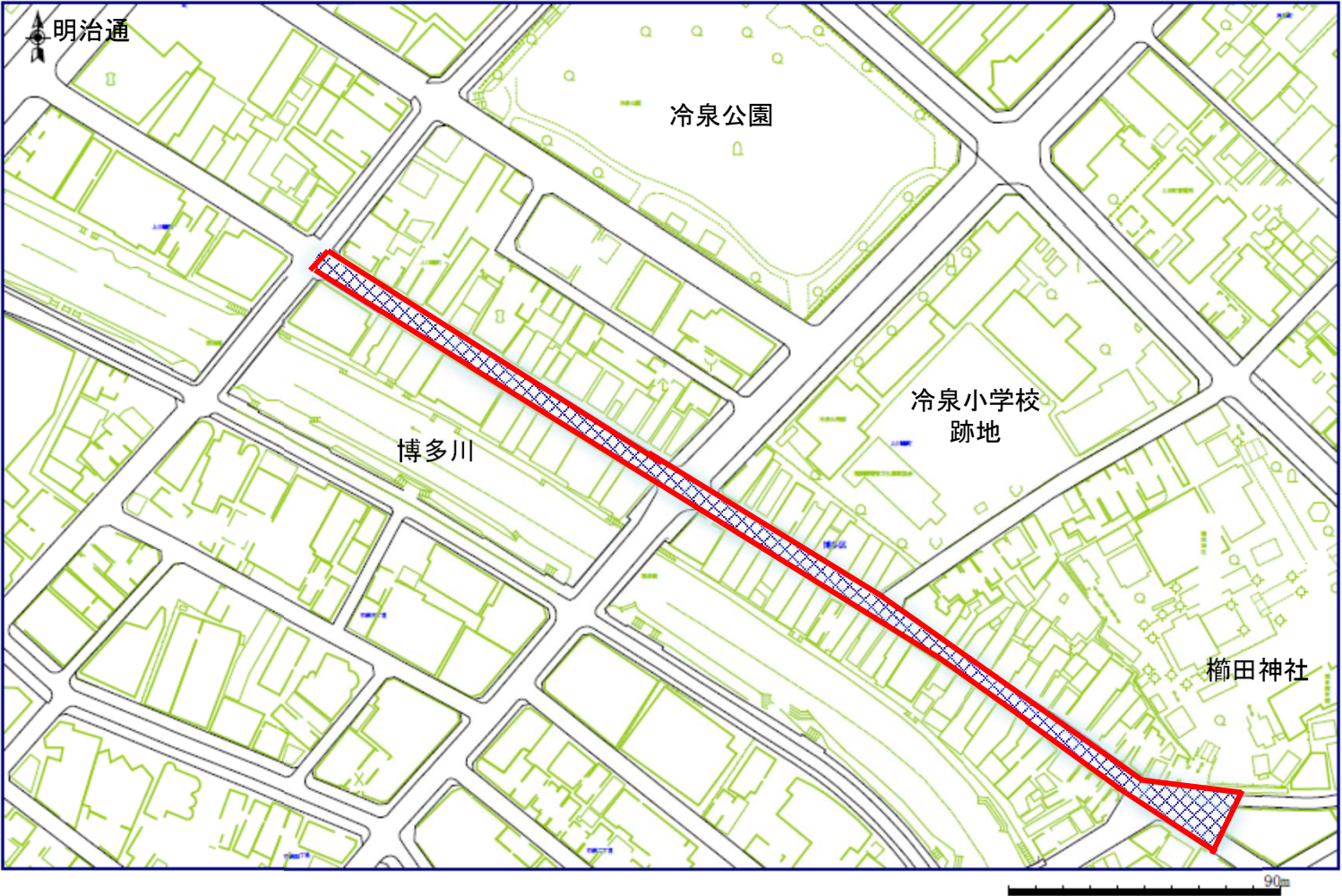


中洲361・332号線(中洲中央通り)



別紙10 国家戦略道路占用事業の適用区域

上川端326号線・327号線(上川端商店街)



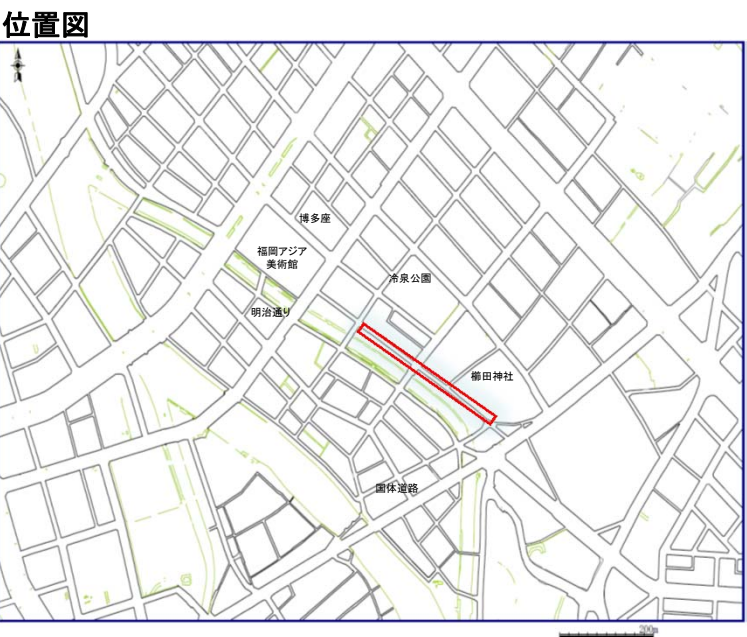
【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業



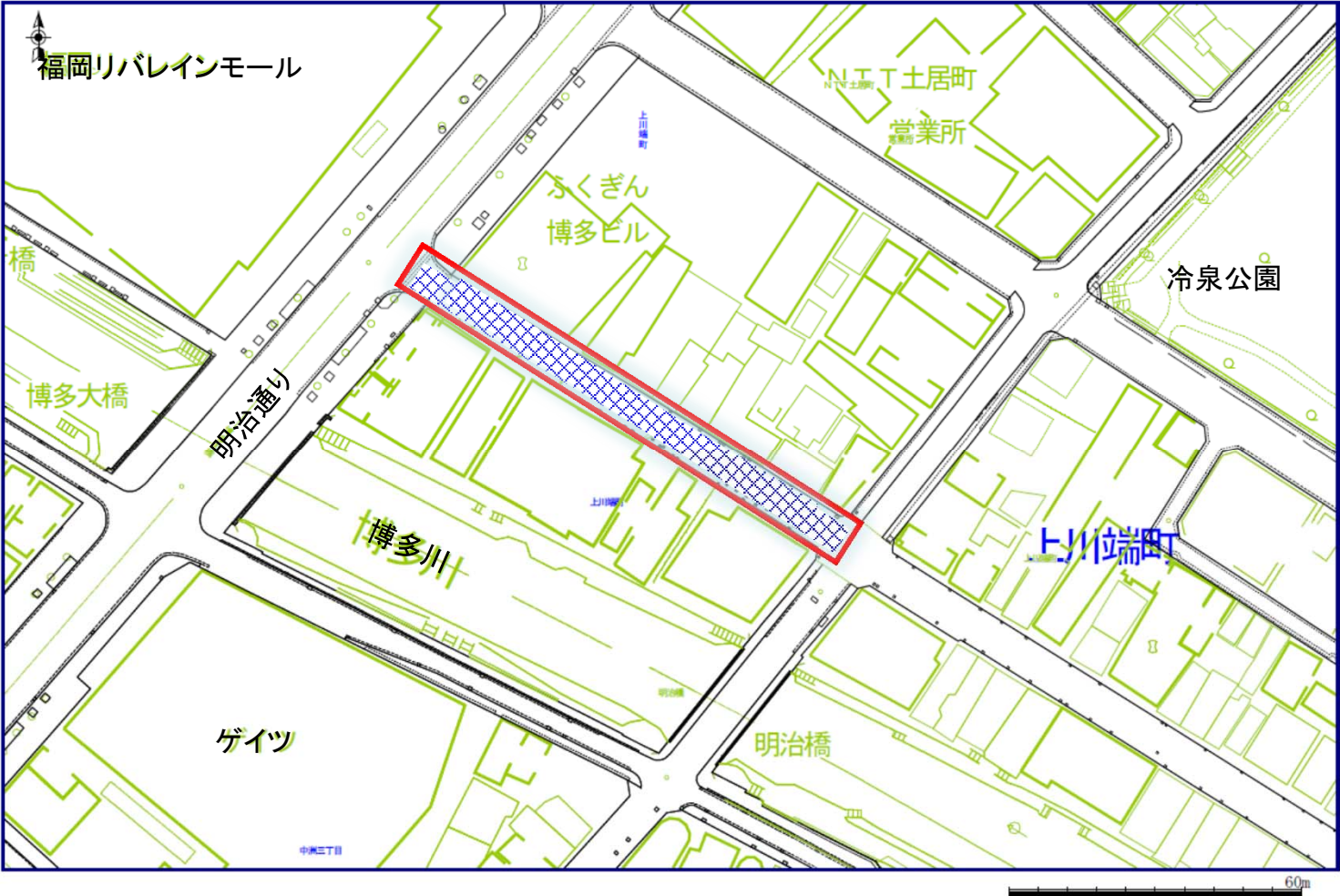
道路部分





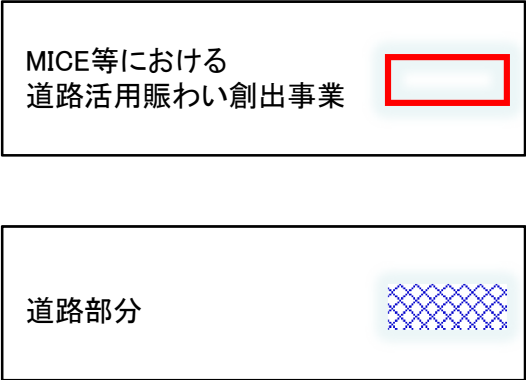
別紙11 国家戦略道路占用事業の適用区域

上川端322号線(川端中央商店街)



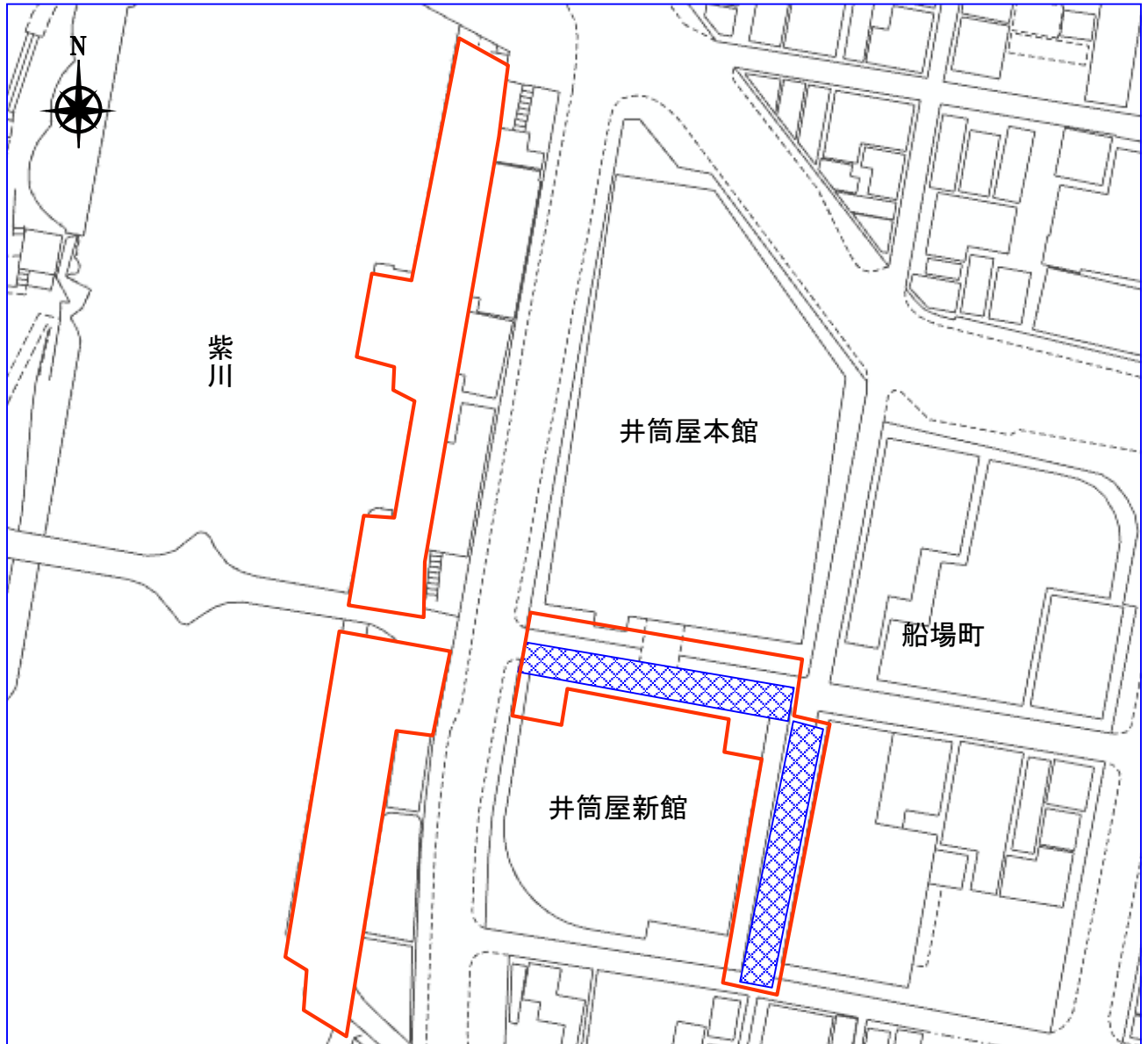
【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図



別紙 12 国家戦略道路占用事業の適用区域

船場町 1 号線・6 号線（クロスロード）



【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の
交流・インバウンド増加のための
道路活用賑わい創出事業区域



道路部分

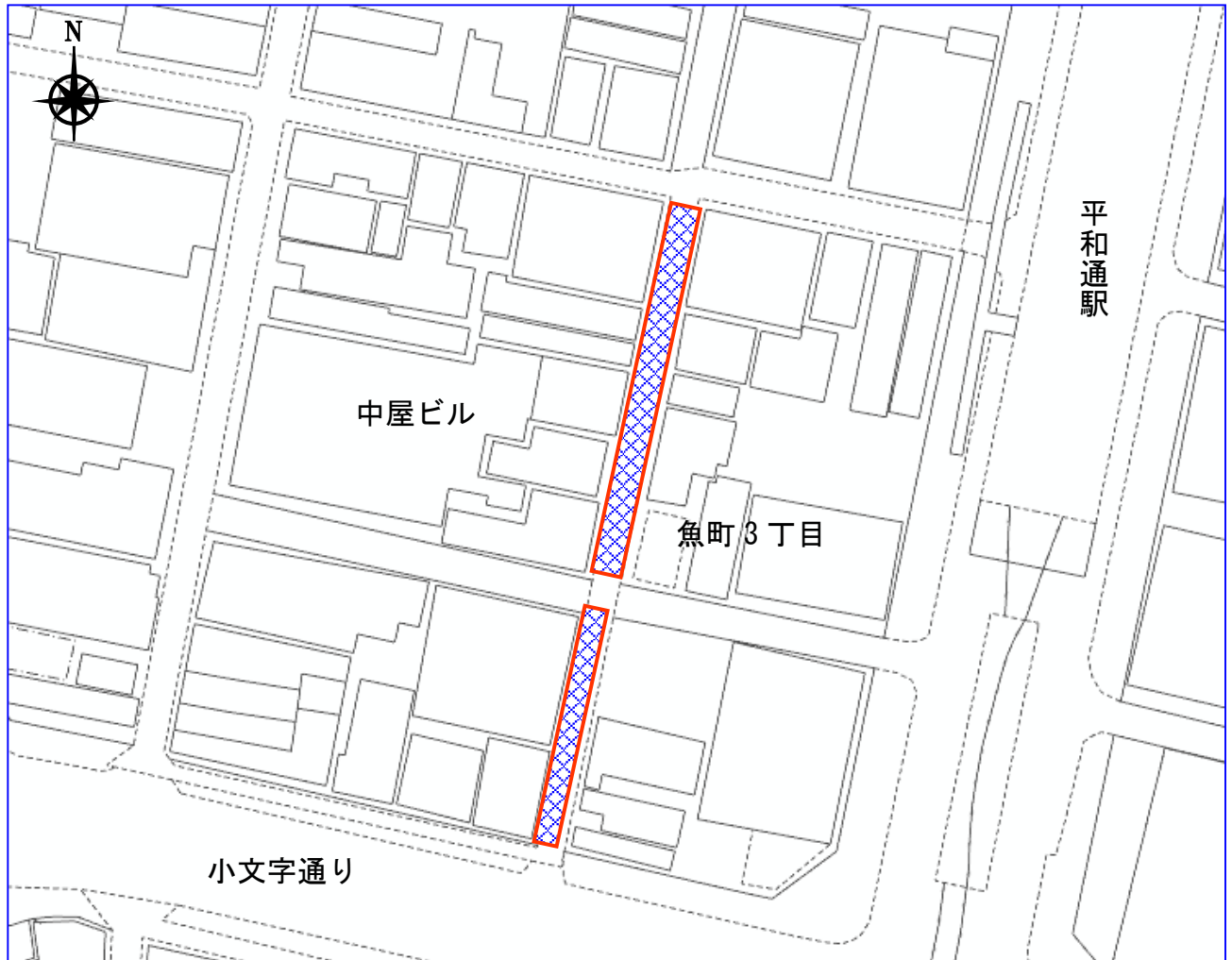


位置図



別紙 13 国家戦略道路占用事業の適用区域

魚町 11 号線



【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図

まちの賑わい創出による国内外の人の
交流・インバウンド増加のための
道路活用賑わい創出事業区域

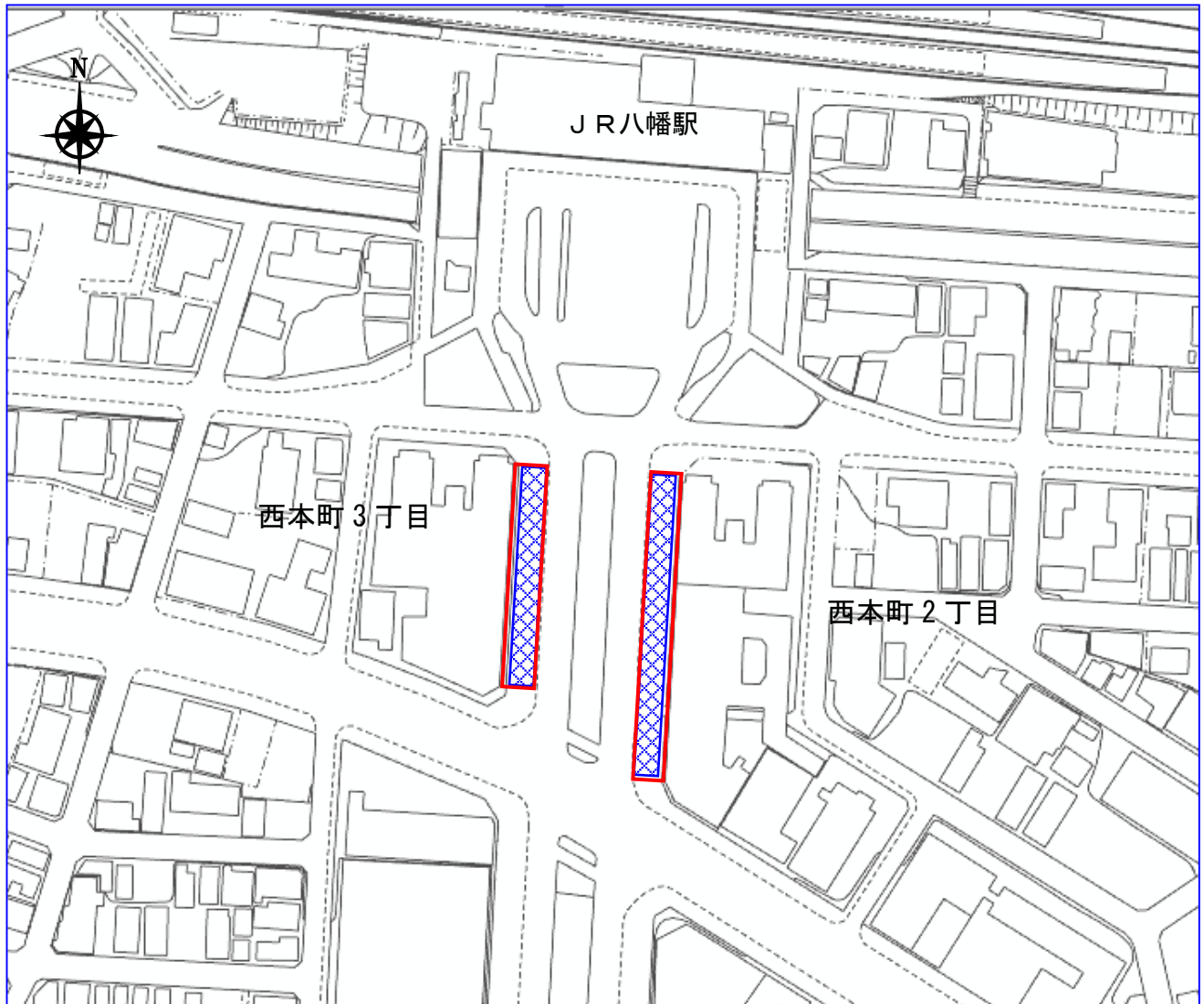


道路部分



別紙 14 国家戦略道路占用事業の適用区域

八幡停車場線（さわらび通り）



【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の
交流・インバウンド増加のための
道路活用賑わい創出事業区域



道路部分

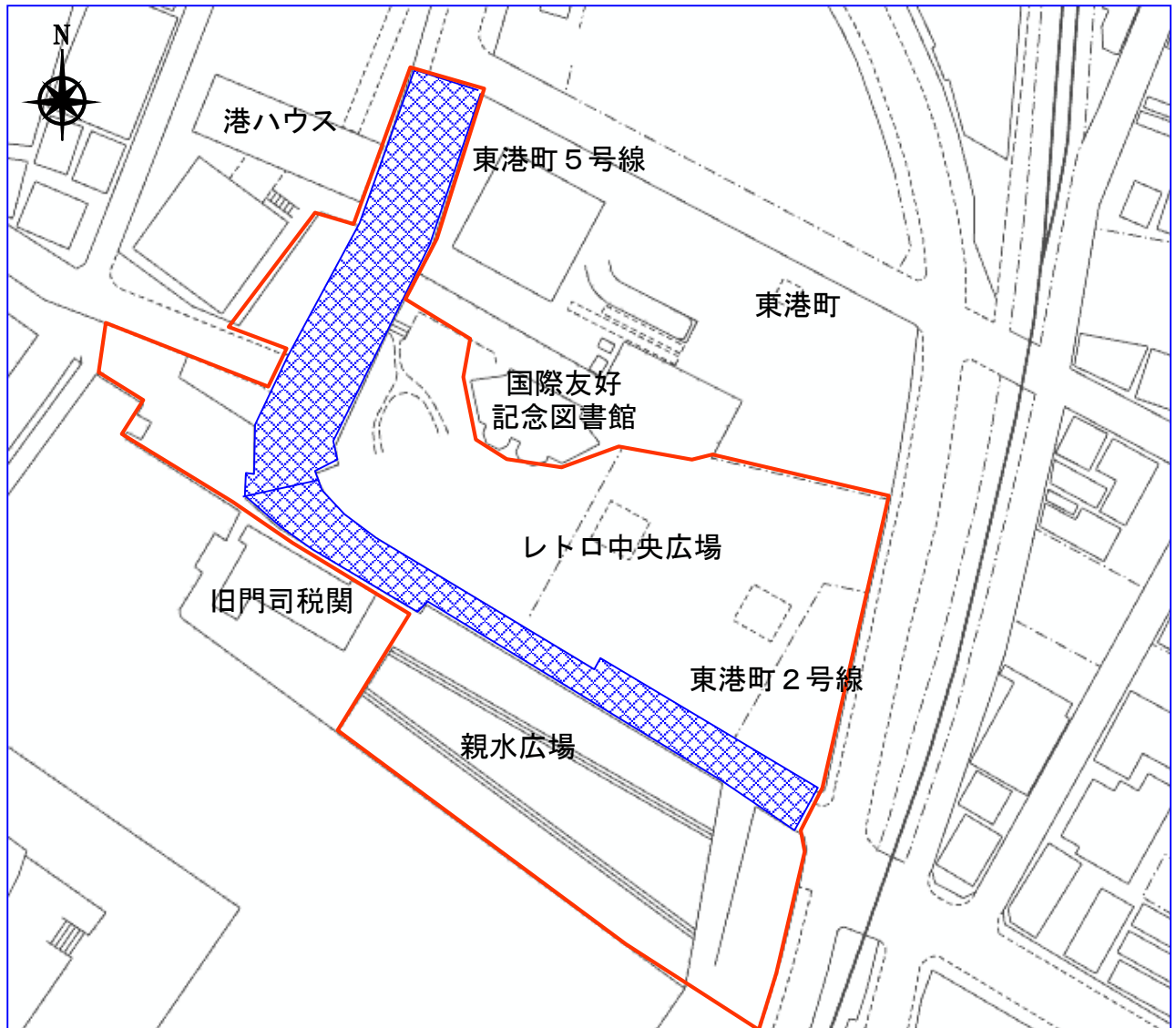


位置図



別紙 15 国家戦略道路占用事業の適用区域

東港町 2 号線・5 号線



【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の
交流・インバウンド増加のための
道路活用賑わい創出事業区域



道路部分

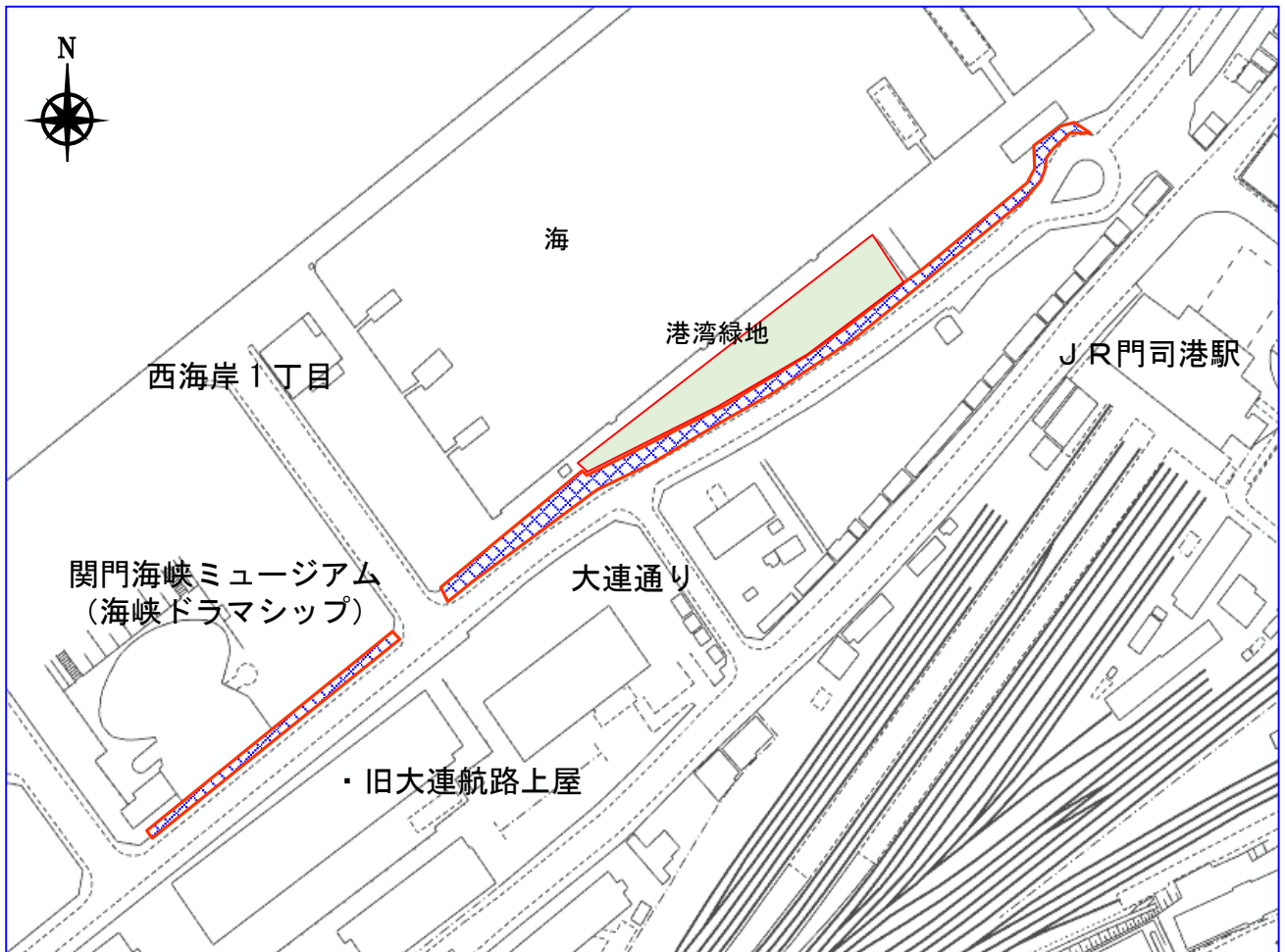


位置図



別紙 16 国家戦略道路占用事業の適用区域

西海岸 7 号線（大連通り）



【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図

まちの賑わい創出による国内外の人の
交流・インバウンド増加のための
道路活用賑わい創出事業区域



道路部分



北九州市における外国人滞在施設経営事業
(旅館業法の特例) 実施地域

別図 1

